

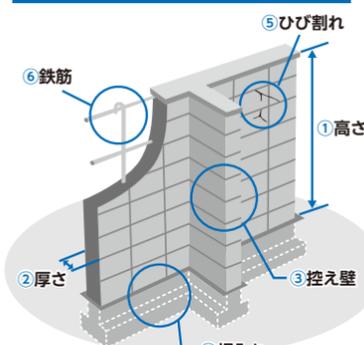
ブロック塀等の安全点検はお済みですか

ブロック塀等が倒壊した場合、家族や通行人への被害、緊急車両の通行阻害の原因となる可能性があります。安全点検を進め、必要に応じて、専門業者等に相談するなど、適切な維持管理を行いましょう。

〈所有者へのお願い〉 点検の結果、危険性が確認された場合には、補修や撤去等をお願いします。また、補修や撤去等が完了するまでは、下記のような注意表示を塀に貼り付け、付近通行人へ注意喚起を行ってください。注意表示は、建築住宅課で配布するほか、市ホームページから印刷できます



ブロック塀の点検のチェックポイント



出典：バンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

ブロック塀

- ① 塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ② 塀の厚さは10cm以上か（塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上）
- ③ 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
- ④ コンクリートの基礎があるか
- ⑤ 塀の傾き、ひび割れはないか
- （専門家に相談しましょう）
- ⑥ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横ともに80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。また、基礎の根入れ深さは30cm以上か（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造の塀

- ① 塀の高さは地盤から1.2m以下か
- ② 塀の厚さは十分か
- ③ 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか
- ④ 基礎があるか
- ⑤ 塀の傾き、ひび割れはないか
- （専門家に相談しましょう）
- ⑥ 基礎の根入れ深さは20cm以上か

問建築住宅課(本庁舎3階) ☎963-9235

木造住宅の簡易耐震診断を無料で実施します

建築住宅課では、木造住宅の簡易耐震診断(木造2階建て以下の一戸建て住宅が対象。建築年は問いません)を無料で随時受け付けています。また、住宅リフォーム・耐震相談・マンション管理相談なども実施しています。

問建築住宅課(本庁舎3階) ☎963-9235

住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を助成します

〈対象〉 昭和56年5月31日以前に建築された次の建物

- ①2階以下の木造一戸建て住宅
- ②3階以上で延べ面積1,000㎡以上の分譲マンション

* その他の条件等がありますので、詳しくは建築住宅課へお問い合わせください

〈助成額〉

耐震診断	耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額
	①は1戸につき5万円を上限 ②の予備診断は10万円を上限・本診断は100万円を上限(ただし予備診断の助成を受けている場合は90万円を上限)
耐震改修	耐震改修に要した費用の23%に相当する額(①のみ対象。1戸につき40万円を上限)
簡易耐震改修	耐震シェルターまたは防災ベッドの設置に要した費用の23%に相当する額(①のみ対象。1戸につき20万円を上限)

〈申込み〉 いずれも予算が無くなりしだい終了

問建築住宅課(本庁舎3階) ☎963-9235

事業者の方へ

学校給食用物資納入業者登録申請を受け付けます

学校給食用物資のうち、食材の納入について、納入業者の登録申請を受け付けます。今回の受け付けによる有効期間は令和3年(2021年)4月1日~5年(2023年)3月31日までです。

〈申請方法〉 10月1日(木)~11月30日(月)(消印有効。土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分~午後5時15分)に学校給食用物資納入業者登録申請用紙を直接給食課へ(郵送可)。申請用紙は、給食課で配布するほか、市ホームページからも印刷できます

問給食課(第二庁舎4階) ☎963-9293

物品販売等の競争入札参加資格審査に係る申請を受け付けます

市では令和3年度から物品、建設資材の入札参加資格審査の申請を県および電子入札共同システム参加自治体と共同で受け付けます。今回から埼玉県電子入札共同システムでの電子申請に変更となりますので手引きなどをご確認のうえ、申請してください。今回の受け付けによる有効期間は、令和3年(2021年)4月1日~5年(2023年)3月31日です。

〈対象業種〉 物品販売・印刷請負・業務委託(工事関係を除く)・賃貸借業務

〈申請方法〉 下表のとおり。埼玉県電子入札共同システムで電子申請を行い、郵送で関係書類を県入札審査課(☎330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ

申請方法	対象	期日
新規	埼玉県電子入札共同システム上で物品等の区分で登録をしていない方	10/19(月)~12/4(金) (消印有効)
更新	埼玉県電子入札共同システム上で物品等の区分で既に登録をしている方	10/5(月)~12/4(金) (消印有効)

* 詳しくは、9月上旬に県入札審査課ホームページに掲載する「申請の手引き」をご覧ください

問契約課 ☎963-9131

PCB廃棄物等の保有状況の調査を行います

事業所等に設置されている、変圧器・コンデンサー・安定器には有害物質であるポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれている場合があります。市では、PCBの処理促進に向け、保有状況の調査を実施します。

〈調査方法〉 10月上旬から、市の委託業者から調査対象の方へ調査票を送付します。同封の返信用封筒でご回答ください。また、11月ごろから委託業者が現地訪問調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします

* 本調査に関し、市職員や委託業者が金銭を要求することは一切ありません

〈調査対象者〉 市が平成29年度~令和元年度に実施したPCB廃棄物等の掘り起こし調査で未回答または不明と回答した方およびPCB廃棄物等を所有しているおそれのある方

〈委託業者〉 (株)ゼンリン

* 10月1日(木)~令和3年(2021年)3月10日(水)でヘルプデスク(☎0120-305-501)を開設します

問産業廃棄物指導課 ☎963-9188

広告入り窓口封筒の無償提供(寄付)者を募集します

住民票の写しや戸籍謄抄本、課税証明書などを入れる広告入り窓口封筒の無償提供(寄付)者を募集します。

〈募集期間〉 9月1日(火)~23日(水)(必着)

〈封筒の種類〉 角2...10万3,000枚、角6...10万2,000枚

問市民課 ☎963-9152

令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度(表1)

情報公開制度は、実施機関(市長、教育委員会など)が保有する情報(公文書)を皆さんからの請求により公開する制度です。

令和元年度の公開請求の件数は180件で、対象となった公文書数は593文書でした。部分公開を含めた公開率は98.8%です。(文書が存在しない等の理由により非公開となった23件と取下げの7件を除く)。

非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、請求手続きによることなく、積極的に情報提供をしています。請求があったものでも、簡易迅速に対応できる場合は、請求を取り下げていただき、速やかな情報の提供に努めています。

個人情報保護制度(表2)

個人情報保護制度は、実施機関が保有する個人情報の開示・訂正等を本人の請求により行う制度です。実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

元年度の開示請求の件数は39件で、対象となった公文書数は127文書でした。部分開示を含めた公開率は100%です。(文書が存在しないことにより不開示となった3件と取下げの2件を除く)。訂正等の請求はありませんでした。また、実施機関が個人情報を取り扱う事務は、元年度末で1,658件となっています。

審査請求

公開請求や開示請求等に対する決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。元年度は、5件の審査請求がありました。

* 詳しくは情報公開センター(本庁舎2階)または市ホームページをご覧ください

問総務課 ☎963-9136

表1【情報公開制度】

実施機関別の公開請求の件数および処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況(単位:件)			
			公開	部分公開	非公開	取下げ
市長	174	264	93	139	25	7
教育委員会	4	10	6	3	1	0
選挙管理委員会	1	2	1	1	0	0
土地開発公社	1	1	1	0	0	0
合計	180	277	101	143	26	7

表2【個人情報保護制度】

実施機関別の開示請求の件数および処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況(単位:件)			
			開示	部分開示	不開示	取下げ
市長	36	41	15	21	3	2
教育委員会	3	3	0	3	0	0
合計	39	44	15	24	3	2

* 上記以外の実施機関では、請求がありませんでした

* 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しません